案件番号: 121524007

令和6年度

東京湾水質分析

特　記　仕　様　書

令和6年1月

国土交通省関東地方整備局

千　葉　港　湾　事　務　所

1. 業務概要

本業務は、当局が東京湾内で採取した海水を分析するものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

3. 業務内容

業 務 名 称	業 務 内 容	単位	数量	摘 要
水質分析				
	浮遊物質量(SS)	検体	180	18検体/回×10回
	化学的酸素要求量(COD)	検体	180	18検体/回×10回
	全窒素(T-N)	検体	180	18検体/回×10回
	全リン(T-P)	検体	180	18検体/回×10回
試料引き取り				
	試料ビン運搬	回	10	
	試料引取り	回	10	
結果のとりまとめ				
	分析結果等とりまとめ	項目	4	
成果物				
業務完成図書作成		式	1	

4. 支給材料及び貸与物品

な し

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局（令和5年3月）の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、当所係官と別途協議し実施するものとする。

5-2 水質分析

(1) 水質分析の項目、検体数及び分析方法は表－1のとおりとする。分析結果は、引取り後3週間以内に報告を行うものとする。

(2) 分析結果には、必ず試料の保存状態及び分析の経過を付記しなければならない。

(3) 当局が観測し提供する、採水前日及び当日の天候、気温、風向、風速、波高、採水地点の水深の他、試料の臭気の有無、試料の外観（懸濁物質、色調）及び前処理の方法を関連資料として収集し整理しなければならない。

(4) 採水は図－1に示す6地点において各3層（上層・中層・下層）で行う。各地点の上層・中層・下層の採水深さは下表のとおりである。

観測地点	上層	中層	下層
No.1～3、5～7	海面下0.5m	海面下5.0m	海底面上1.0m

(5) 採水は当局の職員が行い、採水器はバンドーン型採水器を使用する。

5-3 試料引取り

(1) 試料ビン及び運搬用の保管箱は受注者が準備するものとする。試料ビンの容量及び本数は、分析項目数及び採水器を考慮して選定すること。保管箱は、クーラーボックス等の一定温度が保てる物とすること。

(2) 試料ビンは保管箱に入れて、調査前日までに引取り場所に運搬すること。

(3) 試料は、別途指示する日時に下記場所まで受け取りに来るものとし、試料の運搬及び保管には十分注意すること。

試料ビン等及び試料の引取り・引渡し場所
神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4
国土交通省　関東地方整備局　横浜港湾空港技術調査事務所　構内

5-4 結果のとりまとめ

(1) 採水した海水の水質分析結果、及び当局から提供する水質観測結果（濁度、水温、塩分、溶存酸素（DO）、クロロフィル、水素イオン濃度（pH）を取りまとめ、以下の内容について整理し、報告書を作成する。

① 数値水平分布
② 経時変化及び環境基準の達成状況等の把握
③ 基本的な統計計算
④ 機器測定結果の鉛直分布

6. 成果物

6-1 成果物

業務完成図書のとりまとめ方法及び添付する資料については当所係官と協議しなければならない。

6-2 業務完成図書

(1) 「業務完成図書」は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、又はDVD-R又はBD-R）で2部提出しなければならない。なお、「土木設計業務等の電子納品要領」に記載がない項目の電子化の提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

(2) 「紙」による報告書は、製本1部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。

(3) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき納品しなければならない。

(4) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

(5) 業務完成図書の提出先は下記のとおりとする。
国土交通省　関東地方整備局　東京湾口航路事務所
〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町13番地

7. その他

(1) 本特記仕様書に記載なき事項および本業務の遂行上疑義が生じた場合は、当所係官と協議するものとする。

(2) 本業務完了後は、横浜港湾空港技術調査事務所がWeb上で運営する「東京湾環境情報センター」（https://www.tbeic.go.jp）が定める環境データ標準に基づき「メタデータ(OOMP)」および「標準実データ(CML)」を作成し、納品するものとする。納品されたデータは、環境情報の共有化を促進するためにクリアリングハウスに登録され、一般に公開されるものである。

(3) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1) 本業務において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。但し、本業務が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。

2) 前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員と協議すること。

(4) 業務計画書・報告書等には、引用・参考にした文献の一覧を記載するものとする。

以上

表－1　水質分析検体数及び分析方法

分析項目	分析方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
浮遊物質量(SS)	環境庁告示第59号　付表9	18	18	18	18	18	18	18	18	0	0	18	18	180
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102(2013) 17	18	18	18	18	18	18	18	18	0	0	18	18	180
全窒素(T-N)	JIS K 0102(2013) 45.4　または、45.6	18	18	18	18	18	18	18	18	0	0	18	18	180
全リン(T-P)	JIS K 0102(2013) 46.3.1　または、46.3.4	18	18	18	18	18	18	18	18	0	0	18	18	180

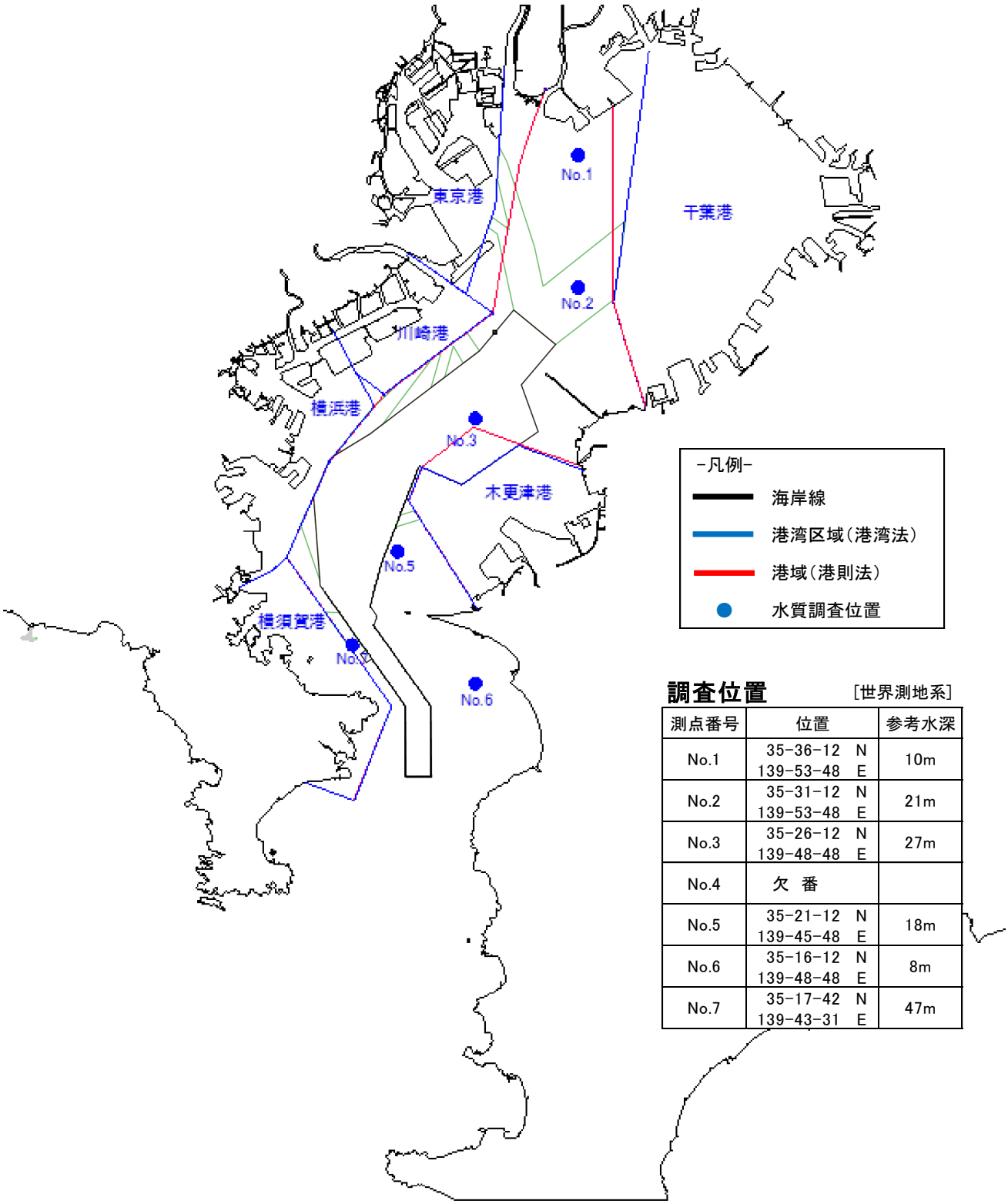

調査位置 [世界測地系]

測点番号	位置	参考水深
No.1	35-36-12 N 139-53-48 E	10m
No.2	35-31-12 N 139-53-48 E	21m
No.3	35-26-12 N 139-48-48 E	27m
No.4	欠 番	
No.5	35-21-12 N 139-45-48 E	18m
No.6	35-16-12 N 139-48-48 E	8m
No.7	35-17-42 N 139-43-31 E	47m

図-1 調査地点位置図

水質調査実施予定日について

当局が行う水質調査日については以下を予定しているが、他の予定等を考慮して海上保安部への申請の後に決定となるため、目安とすること。また、当局は「東京湾水質一斉調査」への参加を予定しており、同調査の実施が決定次第、該当する月の調査日を「東京湾一斉調査」と調査日に変更する場合がある。

水質調査実施予定日一覧

調査回数	調査予定日	予備日（土日、祝日は除く）
第1回	2024年4月9日(火)	2024年4月10日(水)　～　2024年4月30日(火)
第2回	2024年5月8日(水)	2024年5月9日(木)　～　2024年5月31日(金)
第3回	2024年6月4日(火)	2024年6月7日(金)　～　2024年6月28日(金)
第4回	2024年7月2日(火)	2024年7月3日(水)　～　2024年7月31日(水)
第5回	2024年8月6日(火)	2024年8月7日(水)　～　2024年8月30日(金)
第6回	2024年9月3日(火)	2024年9月6日(金)　～　2024年9月30日(月)
第7回	2024年10月1日(火)	2024年10月2日(水)　～　2024年10月31日(木)
第8回	2024年11月6日(水)	2024年11月7日(木)　～　2023年11月29日(水)
第9回	2025年2月4日(火)	2025年2月5日(水)　～　2025年2月28日(金)
第10回	2025年3月4日(火)	2025年3月5日(水)　～　2025年3月21日(金)